

NURO セキュリティ利用規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）は、NURO Biz 利用規約本則の個別規定として、NURO セキュリティ利用規約（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

第1条 （定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「本サービス」とは、弊社が提供する電気通信サービスを利用したネットワークインテグレーションサービスをいいます。
- (2) 「本件機器」とは、前項の本サービスご提供のために必要となる、利用者の拠点に設置される通信機器をいいます。

第2条 （本規約）

1. 利用者は、本規約および弊社が別途定める、NURO Biz 利用規約本則並びに、その他本サービスに関する諸規定（本則以外の規定を総称して以下「その他個別規定」といいます）に従って本サービスを利用するものとします。
2. 本規約に定める内容と NURO Biz 利用規約本則並びにその他個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。なお、本規約と本規約別紙に定める内容が異なる場合には、本規約別紙に定める内容が優先して適用されるものとします。

第3条 （本サービス）

1. 弊社は、契約者に対して本件機器の提供と設置、保守、監視、レポート機能等をパッケージとして提供します。本サービスの内容は別紙に定める通りとします。
2. 本サービスは、第1条第1項第1号に定める電気通信サービスをご利用いただいている方がお申し込みいただけます。
3. 本サービスの利用契約は、前項に定める条件を満たす弊社電気通信サービス契約者が本規約に同意のうえで弊社が定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、弊社が当該申込者（以下「申込者」といいます）を本サービスの契約者として登録したうえで、申し込みを受け付けた旨を何れかの連絡方法（電子メール、FAX、電話等）にて申込者に通知した時点をもって成立するものとします。
4. 弊社は、次の場合には、本サービスの申し込みを承諾しないことがございます。
 - (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき

- (2) 申込者が本件機器を本邦内に有していない場合
 - (3) 申込者が、申し込み以前に、本規約並びに NURO Biz 利用規約本則、その他個別規定の違反等により、本サービス利用の一時停止、強制解約処分、その他の利用資格の取り消しを受けている場合
 - (4) 申込者が過去に、本サービスの利用に際し、料金等の未納または滞納をした場合
 - (5) 申込者が利用料金、本サービスの利用に必要な費用または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると弊社が判断したとき
 - (6) 申込者が申し込みにあたり提出した申込書に不備があるとき
 - (7) 第21条（利用者の義務等）の規定に違反するおそれがあると弊社が判断したとき
 - (8) 本サービスの提供が技術上または経済上著しく困難なとき
 - (9) その他本サービスに関する弊社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると弊社が判断したとき
 - (10) 申込者が連絡用に登録したメールアドレス等の連絡先に、弊社からの通知が到達しなかったことが判明した場合
 - (11) その他弊社が不相当と判断したとき
5. 申込者は、本サービスの提供内容を変更しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に弊社所定の方法により申し出ていただきます。
 6. 申込者は、本サービスを解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に弊社所定の方法により申し出ていただきます。
 7. 前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、申込者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第4条 （利用者の地位の承継）

1. 法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、契約者の地位を承継した法人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、弊社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 弊社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第5条 （利用者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、そのこと

を速やかに弊社に届け出ていただきます。

2. 前項の届出があったときは、弊社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがございます。

第6条 (本サービスの利用権の譲渡)

1. 本サービスの提供を受ける権利（以下「本サービス利用権」といいます）を譲渡する場合は、弊社または、弊社および弊社提携先の承認が必要となります。
2. 本サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した弊社所定の書面により、弊社に請求していただきます。但し、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 前項に基づく請求により、弊社が本サービス利用権の譲渡を承認する場合、毎月15日以前に受付けた当該譲渡の請求については翌月1日から、毎月16日以降に受付けた当該譲渡の請求については翌々月1日からその効力が生じるものとします。
4. 本サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた本サービスの利用契約に係る一切の権利及び義務を、当該譲渡の効力が生じた日以降承継します。
5. 譲渡人は、弊社が別途定める方法に基づき、本件機器1台ごとに、弊社が別途定める料金表に規定の変更事務手数料の支払いを要します。

第7条 (その他の契約内容の変更)

1. 弊社は、契約者から請求があり（前三条に定める変更を含みます）、弊社が承諾したときは、本サービスの申込内容の変更を行います。
2. 弊社は、前項の請求があったときは、NURO Biz 利用規約本則並びにその他個別規定に準じて取り扱います。

第8条 (料金)

1. 契約者は、本サービスにかかる初期費用（以下「初期費用」といいます）および本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料金」といいます。詳細は別紙に定めま
- す。）を別途弊社が定める方法により請求書記載の支払期限までに弊社に支払うものとします。なお、料金は消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めます。
2. 弊社は、初期費用および本サービスの利用料金について諸般の事情により変更することができるものとします。
3. 弊社は、本サービスの料金プランについて、最低利用期間を設定することができるものとします。

4. 最低利用期間は、サービス開始日から、サービス開始日を含む月から13ヶ月目の末日までとし、サービス開始日は利用者設置希望場所へ本件機器の設置、検収が完了した日とします。
5. 最低利用期間内に利用者が本サービスを解約する場合、利用者は残余期間の利用料金を一括にて支払うものとします。
6. 最低利用期間終了予定日の1ヶ月前までに弊社指定の書式にて解約の申し出がなければ契約は自動的に更新されるものとします。また、最低利用期間終了後は、毎月末日までに解約の申し出がなければ、1ヶ月を単位として自動的に利用期間が更新されるものとします。
7. 本サービス申込後に申込者が本サービスの、お申し込みの撤回等をした場合、申込者は、弊社が別途定める料金表に規定のキャンセル料金及び当該撤回に伴って弊社に生じた損害相当額（機器、ソフトウェア及び人員等の手配等に要した費用を含みますが、これらに限られません）を支払うものとします。

第9条 （設置場所等の確保）

利用者は、室温・湿度等の環境条件が適切、かつ必要十分な電源が確保され、第3条（本サービス）第1項に定める接続サービスへ接続できる設置場所を確保するものとします。また、本件機器を接続するためのネットワークケーブルおよび延長電源ケーブルも利用者にて用意するものとします。

第10条 （担保責任）

弊社が利用者に対して本件機器の引き渡しを完了した場合、本件機器は瑕疵のない正常な性能を備えた状態で納入されたものとみなし、弊社は瑕疵担保責任を一切負わないものとします。

第11条 （機器の保守）

1. 本サービスの利用期間中に本件機器に破損、故障等が生じ利用者から通知を受けた場合には、弊社および利用者は下記の定めに従い本件機器の交換を行います。
 - (1) 弊社は本件機器の状態を確認した後、交換が必要であると判断した場合には速やかに所定の方法により、代替機への交換を行います。
 - (2) 利用者は代替機交換後、故障機を所定の方法で返却するものとします。
2. 本件機器の故障発生時から修理、代替機への交換完了時までの間に利用者が生じる、本サービス利用上の支障について、弊社は一切責任を負わないものとします。
3. 以下の各号の1つに該当する本件機器の修理、交換等の費用は利用者の負担となりま

す。

- (1) 利用者の過失に起因するとき
- (2) 天災地変、その他不測の事態及び、通常の使用状態では起こりえない障害のとき
- (3) 本規定で定める時間帯以外の保守サポート作業のとき

第12条（責任の制限）

1. 弊社の責に帰すべき事由により、その提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、及びカメラオプションにおいてカメラクラウドが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 弊社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第13条（本件機器の使用保管）

1. 利用者は、本件機器を善良な管理者の注意を以って使用、保管するものとし、当該使用、保管に要する費用は利用者自らの負担とします。
2. 利用者は、弊社の書面による事前の承諾を得ず、本件機器を所定の設置場所以外に移動してはならないものとし、
3. 利用者は、本件機器自体またはその設置・保管・使用によって第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとし、

第14条（ソフトウェアの複製等禁止）

1. 利用者は本件機器の全部、または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウ

ウェア」といいます) に関し、当該ソフトウェアメーカー指定のライセンス契約書の規定を遵守するものとします。

2. 利用者はソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできません。
 - (1) 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用权設定を行うこと
 - (2) ソフトウェアを本サービス以外に利用すること
 - (3) ソフトウェアを複製すること
 - (4) ソフトウェアを改変すること

第15条 (利用中止)

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、本サービスの全部または一部の利用を中止することがございます。
 - (1) 弊社または提携先のシステムの保守または工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービス提供のための運営ができなくなった場合
 - (3) 弊社が、運営上、技術上その他の理由で本サービスの利用中止が必要と判断した場合
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、予めその旨を利用者に通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、この限りではございません。

第16条 (利用停止)

1. 弊社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該利用者による本サービスの全部または一部の利用を停止することがございます。
 - (1) 弊社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 利用者が支払方法を弊社所定の期間内に弊社に通知しなかった場合
 - (3) 利用者が利用料金等を支払わない場合
 - (4) 第21条(利用者の義務等)に違反した場合
 - (5) 弊社および弊社の提携先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、弊社または弊社の提携先の業務に著しく支障をきたした場合
 - (6) 前各号のほか本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
 - (7) 弊社および弊社提携先の名誉若しくは信用を毀損した場合
 - (8) 弊社および弊社提携先に損害を与えた場合

2. 利用者が複数の本サービスの利用契約を締結している場合において、締結している利用契約のうちのいずれかについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、弊社は、当該利用者が締結する他のすべての本サービスの利用契約においても利用停止することができるものとします。
3. 前二項の場合において、本サービスの利用が停止された時点で発生していた債務および発生することが確定していた債務について、本サービスの利用停止があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第17条 (契約の解除)

1. 弊社は、第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止を受けた利用者が弊社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合または利用契約成立後に、利用者が第3条(本サービス)第4項に該当することが判明した場合に弊社所定の方法により通知することにより、当該利用契約を解除することができるものとします。
2. 弊社は、利用者が第16条(利用停止)第1項各号所定の事由に該当し、弊社の業務の遂行に支障があると判断した場合、当該利用契約を解除することができるものとします。
3. 前四項の規定により利用契約が解除された場合、利用者は本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、弊社に対し残存債務の全額を直ちに支払わなければならないものとします。
4. 弊社は、弊社と利用者が合意の上決定した、本件機器の設置予定日の属する月の翌月末日を過ぎても、利用者の都合によって本サービスの利用が開始されない場合、当該利用契約を解除することができるものとします。
5. 前六項の規定により利用契約が解除された場合、初年度のサービス利用料金および設置料金を弊社が定める期日までに一括して支払うものとします。

第18条 (サービスの休廃止)

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を休廃止することがございます。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの全てを廃止するときは、相当な期間を定めて事前に利用者に告知するものとします。

第19条 (サービスの追加・変更)

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加することがございます。この場合、第20条(規約の変更)の規定を準用します。
2. 弊社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加につき、何ら責任を負

うものではありません。

第20条 （規約の変更）

1. 弊社は、本規約を随時変更または廃止することがございます。その場合には、利用者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新たな本規約の内容が適用されます。
2. 弊社は、前項の変更を行う場合には、WEB サイト上での掲載またはその他の弊社が適切と判断する方法にて変更後の本規約の内容を利用者に通知します。

第21条 （利用者の義務等）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為をしないものと致します。
 - (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (2) 他の利用者の ID 等を不正に取得もしくは使用し、または他の利用者もしくは自己の ID 等を不正に他の利用者もしくは第三者に使用させる行為
 - (3) 事前の弊社の承諾なく、本サービスを第三者に利用させる行為
 - (4) 本規約に違反する不正使用行為
 - (5) 事前の弊社の承諾なく、本件機器を譲渡、転貸、質入れする行為
 - (6) 事前の弊社の承諾なく、本件機器の設定等を変更する行為
 - (7) 本件機器を分解、解析、改造、改変する行為
 - (8) 本件機器を損壊、破棄等する行為
 - (9) 本件機器の取扱い説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (10) 本件機器に貼付された標識等を除去、汚損する行為
 - (11) 本件機器を本来の用途以外の目的で使用する行為
 - (12) 利用者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他その使用または運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (13) その他本サービスの運営を妨げるような行為
 - (14) その他前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為
2. 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき、自ら一切の責任を負うものとします。

第22条 （利用の制限等）

1. 弊社は、電気通信事業法 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保等を目的として、本サービスの利用を制限することがございます。

2. 弊社は、利用者が超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス運営のために使用される設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他利用者による本サービスの利用により、本サービスの運営に支障を与える行為があった場合またはそのおそれがあると自ら判断した場合、当該利用者による本サービスの利用を制限することがございます。

第23条 (遅延利息)

利用者は、金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を弊社に支払うものとします。

第24条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他弊社の責に帰することのできない事由に起因する弊社の履行遅延または履行不能については、弊社は何らの責任も負わないものとします。
2. 前項の場合、弊社は利用者に対し通知のうえ、本規約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。

第25条 (利用者の通知義務)

利用者は、本件機器について権利を主張する者があるときは、遅滞なく、これを弊社に通知しなければならないものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在、自ら(役員および従業員を含みます。以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている

- と認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

第27条 (機密保持義務)

1. 利用者と弊社は、本規約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他の業務上の既知の事実ではない情報（以下「機密情報」といいます）を、個別契約期間中、および個別契約終了後3年間（但し、個人情報は無期限とします）、相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。
2. 利用者と弊社は、前項の機密情報を本規約の目的の範囲内でのみ使用するものとします。

第28条 (準拠法及び合意管轄)

本規約は日本国法を準拠法とし、本規約に関する訴訟については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とものとします。

第29条 (協議)

本規約において疑義が生じた場合、利用者と弊社の双方にて協議の上、合意したところに従って解決するものとします。

第30条 (消費税等の負担)

本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙に定める項目毎の税抜額に契約期間の消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。なお、消費税相当額が変更された場合には、利用者はその差額分を弊社に支払うものとします。

第31条 (存続条項)

本規約がいかなる事由により終了した場合においても、第12条(責任の制限)、第21条(利用者の義務等)、第24条(不可抗力)、第27条(機密保持義務)、第28条(準拠法及び合意管轄)及び本条は引き続き有効とします。

附則：この規約は2013年6月1日から実施します。

2013年 6月17日一部改定

2013年 6月20日一部改定

2013年 7月24日一部改定

2013年11月19日一部改定

2014年 3月20日一部改定

2014年 5月 8日一部改定

2014年 6月16日一部改定

2014年 6月27日一部改定

2014年10月27日一部改定

2015年 7月 1日一部改定

2015年 9月 1日一部改定

2015年 9月15日一部改定

2015年12月11日一部改定

2016年 7月20日一部改定

2016年10月24日一部改定

2017年 1月26日一部改訂

2017年 4月 1日一部改訂

2017年 6月22日一部改訂

2017年 8月 8日一部改訂

2017年 8月28日一部改訂

2017年12月 1日一部改訂

2018年 1月22日一部改訂

2018年 2月 5日一部改訂

2018年 4月 2日一部改訂

2018年 5月 1日一部改訂
2018年 6月18日一部改訂
2018年 9月18日一部改訂
2018年10月 1日一部改訂
2018年10月15日一部改訂
2018年11月 1日一部改訂
2018年11月 6日一部改訂
2019年 3月 1日一部改訂
2019年 4月22日一部改訂
2019年 5月20日一部改訂
2019年 6月19日一部改訂
2019年 9月 2日一部改訂
2020年12月 1日一部改訂
2021年 3月 5日一部改訂
2021年 3月31日一部改訂
2021年 6月 1日一部改訂
2021年12月 1日一部改訂
2022年 2月 1日一部改訂
2022年 2月25日一部改訂
2022年 4月 5日一部改訂
2022年 5月 1日一部改訂
2022年 6月 1日一部改訂
2022年11月 1日一部改訂
2023年 2月 1日一部改訂
2023年 4月 1日一部改訂
2023年 7月 1日一部改訂
2023年 8月25日一部改訂
2023年 9月 1日一部改訂
2023年10月 1日一部改訂
2023年11月 1日一部改訂

2023年11月15日一部改訂

2025年 4月 1日一部改訂

2025年 7月 1日一部改訂

2025年11月 1日一部改訂

2026年 1月 5日一部改訂

2026年 4月 1日一部改訂